大切なお知らせ

亀山市 KAMEYAMA CITY

令和６年１０月分（１２月支給分）から 児童手当制度が拡充されます

※拡充分の手当を受給するには、**申請が必要な場合があります。**
必ず裏面の「支給手続き」をご確認ください。

１．拡充内容

亀山市ホームページ
詳しくは市ホームページをご確認ください

■支給期間を高校生年代まで延長

支給期間を**高校生年代**(18歳到達後の最初の年度末)まで**延長**します。

■所得制限撤廃

親等の所得によらず、高校生年代までの**児童全員が支給対象**となります。

■多子加算の拡充

第３子以降はより手厚く、一人当たり**月３万円に大幅増額**します。

※多子加算のカウント方法が、**大学生年代**（22歳到達後、最初の3月31日までにある子）について、親等の経済的負担がある場合にカウント対象となります。

多子加算の例

子の年齢	算定	支給金額(月額)	子の年齢	算定	支給金額(月額)
21歳	第1子	—	23歳	カウント対象外	—
17歳	第2子	10,000円	17歳	第1子	10,000円
14歳	第3子	30,000円	14歳	第2子	10,000円

■支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月の**年６回**となります。

※12月支給分から児童手当支払通知書が送付されなくなります。支払状況については、支払日以降に通帳の記帳などでご確認ください。

２．支給額

支援対象	児童手当（月額）	
0歳～3歳未満	1.5万円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降 3万円
中学生	1万円	
高校生	1万円	

※所得制限による特例給付(児童一人当たり5,000円の支給)は廃止され、すべての子が左記の金額を受け取ることができます。

３．申請期限

令和6年10月31日(木)必着　【最終期限】令和7年3月３１日(月)必着

※申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月３１日(月)までは申請を受け付けます。ただし、申請期限を過ぎた場合は拡充分の児童手当が遅れて支給されます。また、令和7年4月以降に申請した場合は、申請した翌月分から拡充分を支給します。この場合、申請が遅れた月分の児童手当は支給できませんので、お早めにお手続きしてください。

亀山市　市民文化部　市民課医療年金グループ
受付時間：平日8:30～17:15　TEL 0595-84-5005

4．申請対象者

児童手当または特例給付を受給していますか

はい

18歳～22歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子がおり、全員で3人以上のきょうだいですか

はい → 申請必要(下記Aへ)

いいえ → 申請不要※１

いいえ

18歳～22歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子がいますか

はい

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の子が同居していますか

はい → 申請必要(下記Bへ)

いいえ → 申請必要(下記Cへ)

いいえ

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の子が同居していますか

はい → 申請必要(下記Dへ)

いいえ → 申請必要(下記Eへ)

申請不要※１

高校生年代の子がいる世帯や第3子以降の子がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を支給日までに送付します。

5．支給手続き

亀山市ホームページ
詳しくは市ホームページをご確認ください

下記の提出書類を市民課医療年金グループまたは関支所地域サービス室へ提出してください。
※公務員の人(独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員等は除く)は、勤務先で申請してください。
※監護相当・生計費の負担についての確認書の審査において、下記の書類以外に追加書類を求める場合があります。（例：送金記録の写し、18歳～22歳の子の健康保険証の写し　など)

※請求者(受給者)と別居の場合は、別居の子および配偶者のマイナンバーの分かるものの写しが必要です。

申請対象者A

- 監護相当・生計費の負担についての確認書・子の在留カードの写し(外国籍の場合のみ)

申請対象者B

- 児童手当認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)
- 請求者の健康保険証の写し　・請求者と子の在留カードの写し(外国籍の場合のみ)

申請対象者C

- 児童手当認定請求書　・請求者と子の在留カードの写し(外国籍の場合のみ)
- 監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)
- 請求者の健康保険証の写し
- 別居監護申立書(支給対象児童のうち、住民票上他市に在住している児童分について記入してください)

申請対象者D

- 児童手当認定請求書　・請求者と子の在留カードの写し(外国籍の場合のみ)
- 請求者の健康保険証の写し

申請対象者E

- 児童手当認定請求書　・請求者と子の在留カードの写し(外国籍の場合のみ)
- 請求者の健康保険証の写し
- 別居監護申立書(支給対象児童のうち、住民票上他市に在住している児童分について記入してください)